

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
上 田 晃 一 郎
(電話番号 03-6215-9955)

当社の取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬として、年額 8,600 万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 22 年 6 月 23 日開催予定の当社第 6 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を当社取締役の報酬として付与することを相当とする理由

企業価値の一層の増大を図るため株主と株価を意識した経営を推進すること、また当社の業績向上に対する意欲や士気を高揚させることを目的として、職務執行の対価として、ストック・オプションとして付与するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

新株予約権の付与の対象となる当社の社外取締役を除く取締役は、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の当社第 6 期定時株主総会において、取締役の選任議案が原案どおり承認可決された場合 4 名となる。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,720 個を上限とする。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 172,000 株を上限とする（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、100 株とする。）なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行

使価額」という。)に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(6) 新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算出した、公正な評価価額に基づくものとする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 2 年間とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役その他これに準ずる地位にあることを有する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上